

地域の医療者を対象にした緩和ケア講習会

がん対策基本法で、すべてのがん診療に携わる医師は、緩和ケアの基本的な知識を有することが義務付けられました。そのために、がん診療連携拠点病院は、地域の医師に対する緩和ケア講習会を少なくとも年に1回は開催することが義務付けられています。この制度は2009年度から本格的に始まりました。

茨城県では2008年の12月の県立中央病院で最初の講習会が開催されたのを皮切りに、2009年9月までに県内8箇所の拠点病院全てで講習会が終了しました。当院では、5月17日と31日(丸々2日間のコースを受講しなければなりません)に開催し、医師、看護師、薬剤師の40名ほどが受講しています。

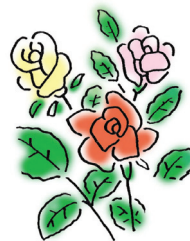


地域の医療者を対象にした緩和ケア講習会も定期的に開催。医療者の卒後教育としても評価が高まっています。

この講習会は、これからも数年間は継続して開催される予定で、医療者の卒後教育としても高い評価を受けつつあります。



症状を緩和するための短期間の入院や、一定期間を自宅の代わりに過ごす場合など病棟使用の目的は様々です。



ボランティアの方々の手で美しく整えられた病棟内。



緩和ケア病棟には、ボランティアの協力が欠かせません。